

第 8 6 号 議 案

中野区児童相談所設置条例

上記の議案を提出します。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

児童相談所を設置し、その名称、位置及び所管区域を定める必要がある。

## 中野区児童相談所設置条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定に基づき、児童相談所を設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第2条 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	所管区域
中野区児童相談所	東京都中野区中央一丁目4番2号	中野区の区域

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。